

# 総務委員会資料

## 平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

### 議案第2号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 資料1 新旧対照表

#### 資料2 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の改正内容

平成29年2月8日

総務企画局

## 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（公布の日）

改正後			改正前		
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号 (略)			○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号 (略)		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険の給付に関する情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若し	2 市長	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険の給付に関する情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若し

改正後			改正前				
		くは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			くは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
3	市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	3	市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4	市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	4	市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報 <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	5	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前				
	徴収に関する事務であって規則で定めるもの			徴収に関する事務であって規則で定めるもの			
6	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	6	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報、 <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金の被保険者の資格に関する情報</u> 、介護保険給付等関係情報、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	7	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこ	障害者関係情報、生活保護関係情報、医療保険の給付に関する情報、	8	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこ	障害者関係情報、生活保護関係情報、医療保険の給付に関する情報、

改正後			改正前				
	これらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		これらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
9	市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	9	市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10	市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
11 市長	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
12 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	11 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
13 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	12 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	13 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務で	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定める	14 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務で	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定める

改正後			改正前		
	あって規則で定めるもの	もの		あって規則で定めるもの	もの
16 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	16 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報(以下「児童福祉給付関係情報」という。)、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日	18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報(以下「児童福祉給付関係情報」という。)、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日

改正後			改正前		
	年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの		年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
20	市長 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの	19	市長 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
21	市長 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	20	市長 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22	市長 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの			
23	市長 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	21	市長 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
24	市長 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	22	市長 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前				
25	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	23	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26	市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	24	市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、医療保険の給付に関する情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	25	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、医療保険の給付に関する情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
28	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による <u>特別児童扶養手当の支給に関する情報</u> 又は同法による <u>障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</u> (以下「障害児福祉手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの	26	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による <u>障害児福祉手当若しくは特別障害者手当</u> 又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報(以下「障害児福祉手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
29	市長	子ども・子育て支援法に	児童福祉法による保育所における	27	市長	子ども・子育て支援法	生活保護関係情報、地方税関係情報

改正後			改正前				
	よる子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	保育の実施若しくは措置に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		(平成24年法律第65号)よる子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
30	市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、障害児福祉手当等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	28	市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、障害児福祉手当等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
31	市長	川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	29	市長	川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
32	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、 <u>国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報</u> 、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等	30	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関

改正後			改正前		
		の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの			する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定め	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であ

別表第3（第4条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定め	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であ

改正後				改正前			
	るもの		って規則で定めるもの		るもの		って規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>生活保護関係情報、地方税関係情報、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの
5 教育委員会	<u>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務</u> であって規則で定めるもの	市長	<u>地方税関係情報又は住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの				

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（規則で定める日）

改正後			改正前		
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例			○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
平成27年10月15日条例第67号			平成27年10月15日条例第67号		
(略)			(略)		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
10 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報、 <u>介護保険給付等関係情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報</u> であって規則で定めるもの	10 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報 <u>又は介護保険給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
(略)			(略)		

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 平成28年3月24日条例第5号 (略)			○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 平成28年3月24日条例第5号 (略)		
第2条 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。 (略)			第2条 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。 (略)		
別表第2の <u>32</u> の項を同表の <u>35</u> の項とし、同表の <u>31</u> の項の次に次の3項を加える。			別表第2の <u>30</u> の項を同表の <u>33</u> の項とし、同表の <u>29</u> の項の次に次の3項を加える。		
<u>32</u> 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>30</u> 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>33</u> 市長	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保	<u>31</u> 市長	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保

改正後			改正前				
		護関係情報であって規則で定めるもの			護関係情報であって規則で定めるもの		
34	市長	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	32	市長	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

## 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の改正内容（議案第 2 号に関する説明資料）

## 1 川崎市独自の個人番号利用事務（別表第 1）

改正なし

## 2 同一執行機関内で事務を跨いで特定個人情報を利用することができる場合（別表第 2）

## ① 国の主務省令の改正等に伴い、特定個人情報の利用範囲を変更するもの

項	事務	改正内容	施行日
5	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報に、「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」を追加	公布日
10	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は <u>保健事業の実施</u> に関する事務	「 <u>国民健康保険法による保健事業の実施に関する事務</u> 」を追加し、これを処理するために利用できる特定個人情報として「 <u>地方税関係情報</u> 」を追加	公布日
12	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報に、「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」を追加	公布日
29	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報から、「 <u>生活保護関係情報</u> 」と「 <u>地方税関係情報</u> 」を削除	公布日

## ② 国民年金に関する事務と他のマイナンバーを利用する事務との間で特定個人情報を利用できる場合を追加するもの

項	事務	改正内容	施行日
7	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報に、「 <u>国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報</u> 」を追加	公布日
10	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報に、「 <u>国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報</u> 」を追加	公布日
11	<u>国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務</u>	左記事務を追加し、これを処理するために利用できる特定個人情報として「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」を規定	公布日
22	<u>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務</u>	左記事務を追加し、これを処理するために利用できる特定個人情報として「 <u>国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報</u> 」を規定	公布日
32	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報に、「 <u>国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報</u> 」を追加	公布日

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の改正内容（議案第2号に関する説明資料）

③ 上記①、②の他、現行の事務（市民サービス）を継続実施するために特定個人情報を利用できる場合を追加するもの

項	事務	改正内容	施行日
3	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報に、「 <u>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報</u> 」を追加	公布日
10	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報に「 <u>川崎市重度障害者医療費助成に関する情報</u> 」、「 <u>川崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する情報</u> 」、「 <u>川崎市小児医療費助成に関する情報</u> 」を追加	規則で定める日
28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報に、「 <u>特別児童扶養手当の支給に関する情報</u> 」を追加	公布日
29	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	左記事務を処理するために利用できる特定個人情報に「 <u>児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する情報</u> 」を追加	公布日

3 本市の執行機関の間で特定個人情報を提供することができる場合（別表第3）

市長と教育委員会との間で情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供範囲に変更が生じたことなどに伴い、条例第4条第1項に基づく特定個人情報の提供範囲を変更するもの

項	事務	改正内容	施行日
4	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	教育委員会が行う左記事務に対して市長が提供できる特定個人情報に「 <u>生活保護関係情報</u> 」、「 <u>地方税関係情報</u> 」、「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」を追加	公布日
5	<u>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務</u>	教育委員会が行う左記事務を追加し、当該事務に対して市長が提供できる特定個人情報として「 <u>地方税関係情報</u> 」と「 <u>住民票関係情報</u> 」を規定	公布日